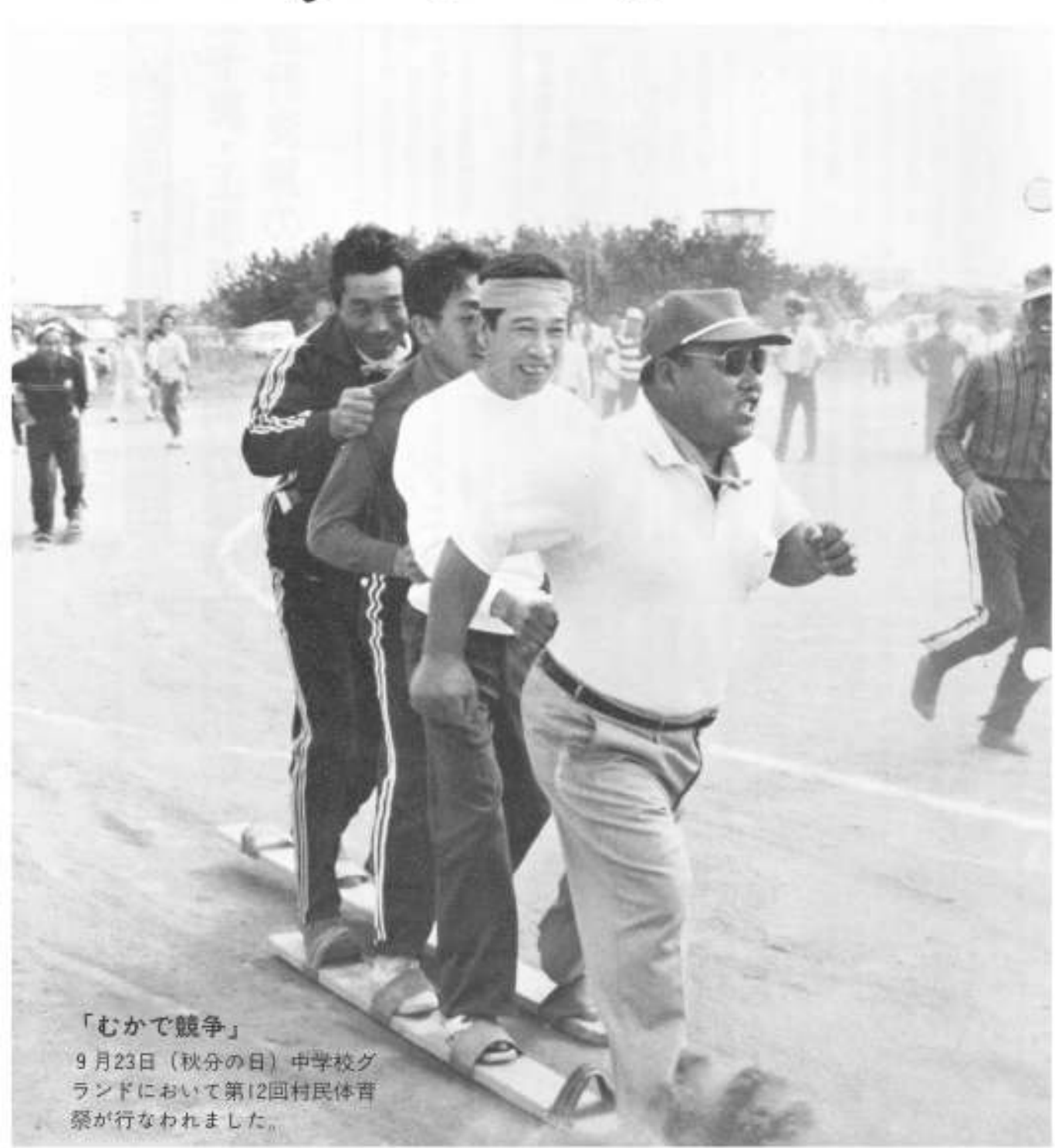


'81 10月号

No.147号



「むかで競争」

9月23日(秋分の日)中学校グラウンドにおいて第12回村民体育祭が行なわれました。

昭和56年第3回村議会定例会

一般会計補正予算・工事請負契約の締結・昭和56年度一般・特別会計決算の認定・条例の一部改正など

昭和56年第3回村議会定例会は去る9月21日に開かれました。日程を4日間に決め、議事事務局長の諸報告、村長の行政報告のあと、議事の審議にうつり、一般会計・特別会計の補正予算、工事請負契約の締結、条例の改正、昭和55年度各会計決算の認定等慎重審議の結果、提案とおり可決しました。

議案第1号

昭和56年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について

8月25日、常呂林道災害復旧応急工事のため、一、一万七千円を追加専決処分したためその報告をし、承認されました。

議案第2号

昭和56年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について

8月28日、鹿部川災害復旧工事、船揚場災害復旧工事等のために、一、四六六万円を追加専決処分したため、その報告をし承認されました。

議案第3号

昭和56年度鹿部村一般会計補正予算について

一般会計の総額に歳入歳出それぞれ、六、二四四万六千円を追加し、予算総額を一億七、〇六七万四千円としました。
歳出の主なもの、次のとおりです。

- 老人憩の家修繕費
- 福祉ヘル購入費
- 宮浜生活館備品購入費
- 鹿部地区海産干場造成工事
- 沿岸漁場整備事業工事
- 鹿部・本別漁港修築事業
- 村道東光寺線整備修築工事
- 砂防ダム土地購入費
- 消防費負担金

議案第4号

昭和56年度鹿部村国民健康保険事業勘定特会計補正予算について

国民健康保険の総額に歳入歳出それぞれ一、八八万円を追加し、予算総額を三億一、一一八万七千円としました。

議案第5号

昭和56年度鹿部村水道事業会計補正予算について

水道会計予算の総額に歳入歳出それぞれ、九八万円を追加し、予算総額五、一七八万一千円としました。

議案第6号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第16号）の一部を次のように改正した。
災害弔慰金の額を、生計を主と

して維持していた者が亡くなった時は、三〇〇万円に（旧一〇〇万円）、その他の時は、一五〇万円に（旧一〇〇万円）に引き上げられました。

議案第7号

鹿部村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

鹿部村議会委員会条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正した。
第4条の次に次の一項が加えられました。
（資格審査特別委員会、監罰委員会の設置）

第4条の2：議員の資格決定の要求または懲罰的勧告があったときは、前条第一項の規定にかかわらず資格審査特別委員会または懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第二項の規定にかかわらず16人とする。

議案第8号

鹿部村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

鹿部村議会会議規則（昭和49年規則第一号）の一部が改正されました。内容については、省略

議案第9号

工事請負契約の締結について

精進川鉱山（閉鎖川域）鉱害防止工事施行のため、次のとおり工事請負契約を締結する。
契約の方法 指名競争入札
契約の金額 三、五二〇万円
契約の相手方 加藤組、竹中土木
共同企業体

議案第10号

工事請負契約の締結について

駒ヶ岳演習場周辺障害防止対策事業（押出沢川砂防工事）施行のため次のとおり工事請負契約を締結する。
契約の方法 指名競争入札
契約の金額 四、〇〇〇万円
契約の相手方 前田建設、大和ハウス、吉建設共同
企業体



議 会 風 景

発議第1号

行政改革の推進に関する要望について

行政改革の推進について、次のとおり意見書を提出することとした。

行政改革の推進に関する意見書

一、地方を通ずる行政改革を推進することは、当面最大の国民的課題であるが、この行政改革の実をあげるためには、すでに地方制度調査会等の答申や意見でも何回も指摘されているように、地方分権の推進を図りつつ、国、地方を通ずる行政の簡素効率化を実現することが何よりも肝要である。

しかるに、政府の当面の行政改革方針においては、国の財政再建の方策を重点的にとりあげただけで、本来の行政改革の検討は甚だ不十分である。

よって政府は、今後国、地方を通ずる行政改革の基本問題を検討するに当たっては、左記諸事項について特段の配慮を加え、地方を通ずる真の行政改革を推進されるよう、強く要望するものである。

記

一、行政の範囲の見直しと減量化を推進するとともに、行政はできるだけ住民の身近なところで、住民の意志を反映しながら総合的に行われるべきであるとの考え方のもとに、国、都道府県、

市町村間の行政事務と財源の再配分を行うこと。

二、国の機関委任事務の整理縮小、許認可工事の整理合理化、国の地方出先機関の整理統合等を積極的に推進し、行政の簡素効率化を図ること。

三、地方公共団体の自主性、自律性の強化のため、国庫補助金等の抜本的整理合理化及び寄附補助金等の一般財源への振替えを推進すること。

四、明年度政府予算編成に当たっては、行政改革に名を借った一方的な地方への負担転嫁（国民健康保険給付費の一部都道府県負担案等）は絶対に行わないこと。

なお、公共事業等の地域特例については、地域振興に支障を生じないよう、所要財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、内閣官
長官、行政管理局長
官、大蔵大臣、自治大
臣、厚生大臣

議案提出者

西谷 正昭
賛成者 渡部 良次
松川 義雄
吉 武夫
佐藤 友一

認定第1号

昭和55年度一般会計歳入歳出決算認定について

昭和55年度一般会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入歳出それぞれ一六億九千九百七十七万七千円

認定第2号

昭和55年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

昭和55年度国民健康保険事業勘定特別会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入一億九千九百八十八万八千円、歳出一億七千九百九十二万八千円

認定第3号

昭和55年度リンク同業事業特別会計歳入歳出決算認定について

昭和55年度リンク会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入一億三、九九七万九千円、歳出一億三、四〇二万六千円

認定第4号

昭和55年度水道事業会計歳入歳出決算認定について

昭和55年度水道会計決算を認定しました。

決算総額は、歳入五、三二一、六〇八千円、歳出五、二二二、八千円

さかな箱を回収しています。ご協力を

◆漁業協同組合からのお知らせ◆

組合では、ステソ漁期が近づいてきたので、さかな箱の回収整理をしています。皆さんの周辺にさかな箱を見かけましたら市場に返す様ご協力願います。

村長の行政報告

9月定例会において、議案審議に先立ち、村長の行政報告がありました。報告は、6月定例会（6月22日）以降、9月20日までの分であり、その内容は、一般的事項と、特記事項に分れ、特記事項の内容は、台風12、15、18号による被害状況（総額二億一、〇五八万円）、工事入札状況、公共事業の発注状況（省轄）、農部、本別内漁港の整備進捗状況（省轄）、山村振興地域選定計画内容、消防関係で、くわしくは次のとおりです。



行政報告をする川村村長

一般的事項

○6月25日

度島総合開発期成会札幌での

陳情

○7月3日

同東京での陳情

内容 昭和57年度重点開発事業

として

(1)幹線道路網の整備促進

(2)港湾の整備促進

(3)函館空港の整備促進

函館港の整備促進

函館光施設の整備

函館立函館大学の設置促進

函館立美術館の建設促進

函館大沼地区大規模年金保養基地

の建設促進

函館特別養護老人ホームの建設

函館テクノポリス建設調査の促進

及び実施都市の指定

函館中核的工業団地の建設促進

函館地熱発電事業に伴う熱水利用

事業の促進

○7月14日

鹿部漁業協同組合56年度通常

総会

55年度生産高

三〇億九、〇九三万五千元

（54年度）

（二億七、二七〇万九千元）

○7月17日

任期満了による農業委員会

員選挙

条例による定数10人に対し9

人の立候補者のため無投票投票

となった。

○7月27日

原開発庁長官米函に当り、管

内町村の合同陳情

（陳情内容は、総合開発期成会

陳情内容と同じ）

○7月28日

地域医療問題協議会発足

〔内容〕

第一次医療圏として各町村

毎にてその地域の総合的な保健

医療対策について、それぞれ

の町村事情をふまえた協議会

が設立されており、本村にも

子弟衛生、救急医療等地域の

保健医療の総合的発展のため

に協議機関として鹿部村医療

問題協議会を設立しました。

協議会構成は、医療機関代

表、学識経験者代表、行政機

関代表の三者とし、会長には、

沢田先生、副会長には、草野

町内会連合会長が選出され、

今後本村の保健医療対策につ

いての御意見を頂き行政に反

映して参りたいと存じており

ます。

○8月6日

長期療養者及び生保家庭等に

夏期見舞金を贈呈

〔対象者〕

長期療養 二六八人

施設入所者 九三名

生保関係 五三名

計 十七三名

○8月16日

昭和56年度成人式挙

行

男 二四名

女 二八名

計 五二名

○8月20日

第33回全国漁港大会（神戸市）

出席

大会スローガン

1、第七次漁港整備計画の樹立

1、漁港環境整備事業の拡大

1、第三次海岸事業五ヶ年計画の

促進

1、漁港維持修繕費に対する困難

補助制度の創設

○8月4日

鹿部村山村広場設置委員会発

足

社会体育を振興するため、村

総合グラウンドについてより望ま

しい施設の規模内容について検討

して頂くために発足した。

会長には、船橋議長、副会長

には、山崎教育委員長を選任

○9月8日

函館バスKKに、函館の高校

に通学している生徒に都合のい

いバスダイヤに変更してもらう

よう要請

○9月8日

道議会総合開発特別委員一行

来函に当り、合同陳情

昭和56年度敬老会開催

本年中に満70才になる方

男一三三名、女一七四名、計

三〇六名に案内

特記事項

○台風12号、15号、18号による被害

状況

○河川関係（にはし川外6ヶ所）

三三〇万円

○治山関係（5ヶ所）

六、六三三万円

○道路関係（相拍地区外2ヶ所）

六七〇万円

- 林道関係(4ヶ所) 一、九六四万円
- 船場関係(2ヶ所) 三三三万円
- 水産物関係(コンブ・ホタテ) 七、五八二万円
- 養殖施設(コンブ・ホタテ・大小定置) 一、五四五万円
- 合計 二億一、〇五八万円
- 工事入札状況
- 6月24日
 - 鹿部小学校校舎改修工事 一、七五〇万円 吉建設
 - 防火水槽(宮浜地区) 一、三七万円 山田土建
 - 防火水槽(本別地区) 二、三三万円 高橋建設
 - 村道出来瀬道路2号線特設4種工事 一、八六〇万円 吉建設
- 共同企業体
 - 林道出来瀬道路3号線特設4種工事 一、二〇〇万円 吉建設
 - 鹿部中学校前舗装及びネットフェンス工事 四五〇万円 共同舗装
 - 村道本別海岸線舗装整備工事 六四〇万円 千葉建設
 - 村道本別東三号線排水整備工事 五一〇万円 石黒建設

- 幹線林道常呂線改修工事 九八〇万円 吉建設
- 7月30日
 - 鹿部消防団第2分団車庫増築工事 一九六万円 佐藤工務店
 - 鹿部中学校クラブ室新築工事 一四三万円 長谷川建設
 - 青少年会館アリーナ床補修工事 二四〇万円 工藤建設
 - 村道小学校連絡道路線改良舗装工事外2件 一、〇二〇万円 鈴木道路
- 8月18日
 - 本別金館新築工事 三、三三〇万円 吉建設
 - 準用河川鹿部川改修工事 四、〇〇〇万円 三協建設
- 共同企業体
 - ミンク冷蔵室外部改修工事 二〇〇万円 武藤工作所
 - ミンク細取り作業場新築工事 五四四万円 長谷川建設
 - 公営住宅新築工事(大岩団地) 二、六八〇万円 小田建設
 - 公営住宅新築工事(はまなす団地) 二、六二〇万円 吉建設
 - 大岩地区船場整備工事 四五〇万円 三協建設
 - 村道東光寺線舗装整備第一期

- 工事 一、三〇万円 坂本組
- 村道鹿部宮浜海岸線改良工事 用地調査委託 六七〇万円
- 9月12日
 - 神神川氾濫(雨降川坑)被害防止工事 三、五二〇万円 加藤組
- 9月19日
 - 押出沢川砂防工事 四、〇〇〇万円 前田建設
- 共同企業体
 - 山村振興地域選定について 昭和46年度に山村振興法に基づき山村振興の指定を受け、第一期事業(昭和47-昭和50年)第二期事業(昭和52年-昭和55年)のそれぞれの事業を実施して参りました。
 - 山村振興地域選定について 昭和46年度に山村振興法に基づき山村振興の指定を受け、第一期事業(昭和47-昭和50年)第二期事業(昭和52年-昭和55年)のそれぞれの事業を実施して参りました。

- 二億七、五〇〇万円の事業費が認められ、事業計画としては、一、生産基盤整備事業として、小規模漁場改良造成事業(築いそへ投石)
- 事業主体 鹿部漁業協同組合
- 期 間 昭和58年
- 事業費 投石一〇、〇〇〇㎡ 一億九二二万円
- これは、ウニの移植放流による漁家の所得の安定向上を図るものです。
- 二、健康増進施設整備事業として山村広場施設整備事業(いわゆる総合グラウンド)
- 事業主体 鹿部村
- 期 間 昭和57年、昭和58年
- 事業費 昭和57年 野球場、橋梁、土工事、給排水 昭和58年 テニスコート2面)、管理棟
- 事業費 八、四二二万円
- の内容で申請中であります。
- 消防関係
- 7月11日 鹿島地方消防組合訓練大会(大野町)に、消防団長以下63名参加。競技の結果小型ポンプ車競技で第3位、ポンプ車操法で第4位となった。



鉄道記念日 10月14日



原子力の日 10月26日

7月13日 消防団夏季演習舉行 団長以下99名参加

7月17日 札幌において全道消防救助訓練大会が開かれ、鹿部消防署荒木消防士が優勝した。

8月19日 横浜市において全国消防救助訓練大会に荒木消防士が北海道代表として出場し入賞した。



おじいさん、おばあさん
いつまでもお元気で

昭和56年度敬老会行なわれる。

昭和56年度藤部村敬老会は、9月15日(敬老の日)午後一時から中央公民館大ホールで開催され、二三人のおとしりの方が出席され盛大に行なわれました。

おじいさん、おばあさんいつまでもお元気で。

老人福祉バスと、函館バスが中央公民館前につくと、おじいさん、おばあさんたちは、ニコニコ顔でバスから降り、公民館に入り受付で自分の名前をいってから会場の大ホールに入ります。大ホールには、ビール、酒、ジネース等の飲みものや、折詰めがテーブルの上にならべられてあり思い思いの席にすわります。

今年の敬老会への招待者は、今年中に七〇才以上になる方(明治四四年一月二二日以前出生した人)一三〇六人でしたが、出席された方は、二二人でした。

午後一時いよいよ開式です。まず最初に長寿祝品と、米寿祝品が贈呈されました。

次いで、川村村長のあいさつ、船橋議会議長の祝辞があり、続いて参加者を代表して大塚良一さんが謝辞を述べ式が終り祝宴に入りました。

となりの人と互いにビールや酒をつぎながら雑話に興じている人大声で笑う人、そうしているうちに余興が始まりました。藤部藤岡会の踊りや、民謡愛好会の民謡には、大変ようこんで拍手を送っていました。

中には、いっしょに踊り出す人

もあり、これ又拍手かこいさを浴びておりました。楽しく過した一時にもビリヤードが打たれ散会となりました。おじいさん、おばあさんの顔には、よろこびがあふれ、会場を去る時は「どうもありがとう」とお礼を言っ



ももあり、これ又拍手かこいさを浴びておりました。楽しく過した一時にもビリヤードが打たれ散会となりました。おじいさん、おばあさんの顔には、よろこびがあふれ、会場を去る時は「どうもありがとう」とお礼を言っ

昭和56年度建設
公営住宅入居者募集

昭和56年度で建設の公営住宅の入居者を次のように募集しておりますので、希望者は役場企画管理課まで申し込み下さい。

一募集住宅

ハマナス団地(二種3DK) 四戸

大宮団地 (二種3DK) 四戸

二申込期間

56・10・1ー56・10・15まで

三応募の方法

役場企画管理課に申し込み用紙がありますので記入の上提出下さい。

四家賃

一ヶ月(含)〇円(千定) 五入付千定月日 56・11・10

五入居資格

(1)現に同居し、又は同居しようとする親族のあること、

(2)政令で定める基準の収入があるもの、

(3)現に住宅に困窮しているもの、

その他詳しいことは役場企画管理課までお問い合わせ下さい。

藤部村において90才以上の方は、6人、80才以上の方は73人ですが、「半年も敬老会でおあいしたいものだ」と思いつつおじいさん、おばあさんを見送りました。おじいさん、おばあさんいつまでもお元気で頑張ってください。人生に定年はないのですから。

生活改善を進めよう

生活改善の推進

—みんなが守って豊かな生活—
 経済の高度成長による背伸びした交際・派手になった冠婚葬祭を合理化・簡素化し、ムリとムエとムダのない生活にするため、みんなの協力で実現しましょう。



お礼ハガキは商品券

内祝・入学祝・全快祝などの礼状ハガキ及び商品券は公民館（漁組・商工会は取次所）にありますので利用下さい。なおハガキは無料ですが商品券は1枚500円です。商品券は村内商店及び漁組購買部の利用です。



◎各種会議には

- ・時刻の厳守
- ・さそい合い
- ・欠席・遅刻の連絡

鹿部村新生活運動推進協議会

事務局 公民館 ☎7-3124

出 産 祝	・3,000円 以内とし、お返し廃止 礼状ハガキ又は商品券を出すこと。
入 学 祝	・3,000円 以内とし、お返し廃止 礼状ハガキ又は商品券を出すこと。
病 氣 見 舞	・3,000円 以内とし、全快祝は廃止 礼状ハガキ又は商品券を出すこと。
中元・歳暮	・廃止する。
結 婚 祝 賀 会	・会費 5,000円 以内とし、参加者なるべく最少にする。 ・引物は廃止する。
葬 儀	・香典 2,000円 以内。 (親族は除く) ・香典返しは廃止。礼状ハガキ。 ・供花・供物は親族のみとする。 ・植はなるべく現金で。



(協力団体)

- ・町内会連合会
- ・漁業協同組合
- ・商工会
- ・地区労働
- ・青年団体協議会
- ・婦人団体連絡協議会

農地の転用に 注意を!

農地等（畑地・採草放牧地）は自分の所有地だからといって、自由に植林したり、海産干場にしたりし、又は家を建たりしている方を見かけますが、これらは関係機関等の証明が必要で、農地法違反で罰則の適用を受けますので、次のことに留意して下さい。

- 一、一般の売買は農地法第三条の許可が必要です。
 - 二、自己所有の農地を農地以外の宅地や山林に転用する場合は、農地法第四条の許可が必要です。
 - 三、自己所有の農地を農地以外の宅地又は山林に転用して売買する場合は、農地法第五条の許可が必要です。
- くわしいことは、農業委員会におこすね下さい。
- （農業委員会）



楽しかった秋の一日

—第12回村民体育祭—



8月23日(秋分の日)に、第12回村民体育祭が行なわれました。各町内会が、8チームに分かれ、広くなった中学校グラウンドで熱戦をくりひろげ、老若男女、郷村民が一体となって和気相々のうちに秋の日の一日をすごしました。

力強い選手宣誓



「彼は重いなー」

午前6時、秋の澄みきった朝の空に体育祭の実行を知らせる花火が上がりました。手に手に、重そうにお母さんが腕によりをかけて作ったごちそうを下げ、運動ぐつにシャージ姿の家族がぞくぞく集まり競技開始の午前7時ともなると会場はいっぱいとなりました。花火が競技の開始を告げます。女子中学生のプアラードを先頭に、町内会旗をもって、まるでオリンピックの入場を思わせる堂々とした入場行進です。自慢に満ちた顔、心配そうな顔、ちよつとはずかしそうな顔、と選手団の表情はさまざまです。選手団が整列し、9時20分開会が告げられました。大会長(川村村長)のあいさつ、船橋議会議長の激励のことばのあと、選手を代表して小島啓悦さんが、堂々とした選手宣誓を行いました。



「入れるより、飲む方がいいネ」

大会気分は、一層盛り上ります。開会式が終了、みんなでラジオ体操を行ない、いよいよ競技の開始です。プログラムには、アイディアいっぱい目があり、どれも楽しそうなものばかりです。徒競走では、ゴールに着くなり「ハーハー、ゼーゼー」とふだんの運動不足が表われますが、勝つても負けてもすがすがしい表情です。「昔は、もう少し早かったがなあ」。これでも中学生時代は、選手だったんだか?」と胸中は、しかし如何せん足が言うことを聞いてくれませんでした。「あやつり人形」では、手と足をテープでつないで走りますが、その不自由なこと、不自由なこと。「そろりと参ろう」では、お母さん方が、ふだんのお上品さ(?)をだして、なかなか進まず、お父さんや、子供さんから大声援が送られました。



「二りや歩きにくい」

「むかで競争」は、いつの大会でも人気種目です。走る前は「右からイチ、ニイ」、「セーノで左」と打合せはいいのですが、いざ、出走となると打合せた事はどこへやら、下駄をはいたままなかなか走り出さないチーム、途中までは順調でも足がそろわず倒れるチーム、と会場の爆笑と、声援を受けました。「鹿部競輪」では、昔あそんだ自朝車の輪回しをしましたが、なかなか思うようには回わりませんでした。秋の陽ざしをいっばいにあび、顔に汗してみんな一体となって頑張りました。これからの村づくりに、村民が一体となって体育祭のように一致協力し、みんなの力でよりよい郷土の建設と、鹿部村発展のために頑張りたいものと感奮を強めました。



↑「真実な応援です」

↓「写真判定」



↑「ハイ、たのむわよ」

↓「さわやか、カップル」



「ボールさん、どこへ行くの？」



↑「ムカデもこらんのとおり」



↑「それ引け、やれ引けノ」



↑「昔のようにはいかないナー」



あなたの世帯の医療費は

今月はこれだけです。

—医療費の通知制度スタート—

国民健康保険制度については、広報等でお知らせしていますが、村では、8月から各世帯の医療費の通知をしています。

これは、皆さんが医療者に

かかった時に総医療費の3割を支払っており、残りの7割は村が病院に支払っており、この額をみなさんに知っていただき、医療費の節約を図ろうというものです。

ちなみに4月分は、皆さんが支払った額は、九一七万九千円、村の支払い分が、二〇八二万二千元です。しかしこれから冬にかけてはカゼのため夏場よりも二〇〇万円〜五〇〇万円が多く支払われま



10月10日は目の愛護デー、とかく目を酷使する現代生活ですが、目が疲れたら、遠くの緑を眺めたりして目を休め、疲れをとるようにしましょう。

まぶたにアツンとはれものができる。ものもらい。は、別名を麦粒腫、(ばくりゅうしゅ)とい

い、比較的にかかりやすい目の病気ですが、これは疲労とも大いに関係があります。

根をつめた仕事やテレビの見すぎ、寝不足、酒の飲みすぎなどで目が疲れると、まぶたがかゆくなったり、けいれんしたりします。

このとき、かいたり、こすったりすると、目にみえないほどのかすり傷ができ、黄色ブドウ球菌などの感染が起ることが

家庭の医療

あります。これが、痛みやかゆみでうつとうしいものもらい、となるわけです。

抗生物質の点眼や内服で簡単に回復しますが、まぶたがはれるうつとうしきは、なんとも不愉快なものです。

目の疲れが原因

予防法としては、目を疲れさせないことです。また、かゆくなっても目は絶対にこすらないようにし、がまんできないときは、まぶたを冷やすか、目を洗ってみましょう。

ものもらいが繰り返してできるときは、糖尿病などの疑いもあります。病院で検査してもらいましょう。

昭和 年 月 日

被保険証記号番号

--	--

期

高野村役場民生課

あなたのお世帯の医療費 (お知らせ)

昭和 年 月分のおあなたの世帯の被保険者 (国民健康保険に加入している方) が医療者さんにかかった医療費は、下の表のとおりです。

これは、皆さんが医療者さんに保険料を支払って行きます。支払った額の範囲内です。また、村で負担する7割は、皆さんの納める国民健康保険税と国民健康保険料とでまかなわれています。

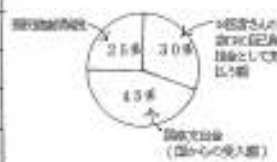
(3才未満児と6才児 (入院) 及び70才以上のかたしよりの方の3割分は別で負担) 村で負担する7割は、皆さんの納める国民健康保険税と国民健康保険料とでまかなわれています。

この国民健康保険税は、皆さんが医療者さんにかかればかかるほど増大します。又、国民健康保険税を納めなければ国からの補助金も減額されます。

税の負担をより少なくするために常日頃から一人が自分の健康管理に注意し、医療費の節約に心がけましょう。

区分	件数	総医療費	国民健康保険 (村)	備考
入院				
外来				
療養				
調剤				
合計				

総医療費の負担割合



国民健康保険 (30%)	15
--------------	----

- ① 気を付けよう、むだな医療費みんなの負担。
- ② 保険証は大切に使いましょう。
- ③ 保険料は必ず納期内に納めましょう。

ものもらい

十一歳の少年と養子縁組をしたが、その手続きは……

【問】十一歳の少年を養子に迎えたいと思っているのですが、養子縁組をするときの要件や手続きを教えてください。

【答】後継者とするため、労働力を補うためなど、養子縁組は、古くからさまざまな目的で行われてきました。しかし、第一次世界大戦前後からは、戦争孤児の出現などによって、親のない子に親をつまみ、子のための養子制度という考え方が一般的になっていきました。

暮らしの中の法律相談

法定代理人の承諾と 家庭裁判所の許可が必要

さて、民法によりまずと養子縁組は、養親および養子になろうとする人が、お互いに縁組の合意をし、市区町村長に届け出る事によって成立します。届け出が受理されるには、次の要件を満たしていなければなりません。



件を満たしていなければなりません。

▽養親になる人が、成年に達していること。ただし、未成年者でも結婚していれば、成年者とみなされ、養親になることができます。

▽養子になる人が、養親になる人の尊属（直族のうち、父母・祖父母・おじ・おばなど）、

こと。

ただし、夫婦の一方が、他の一方の子を養子とする場合（夫が、妻の先夫との子を養子にするときなど）は、夫または妻いずれか一方だけで縁組ができます。

▽未成年者を養子にするときは、家庭裁判所の許可を得ること。ただし、自分の、また

は配偶者の直系卑属などを養子にする場合を除きます。また、養子になる人が十五歳未満のときは、家庭裁判所の許可に加えて、その子の法定代理人（親権者・後見人）の承諾が必要です。

ご質問の場合は、養子になる人が十一歳ということですから、法定代理人の承諾と家庭裁判所の許可を得る必要があります。また、あなたが結婚されている場合は、夫婦双方が養親となつて届け出なければなりません。

届出用紙は、区役所・市町村役場に備え付けてあります。詳しいことは、窓口でお尋ねください。

自分が後見している人を養子にするときには家庭裁判所の許可を得ること。

▽配偶者のいる人は、その配偶者と共同で縁組をする

母子の生活

- 8 -

いまの子供は、昔の子供と違って鉛筆や消しゴムをなくしても平気、とくに低学年の子供はその傾向が強いです。これは、ある小学校の先生の話です。

たしかに、いまの子供たちには、「もったいない」と思う気持ちが欠けている一面もあるようです。持ち物を最後まで使わずに、飽きるとすぐに新しい物に替えたがります。

とくに学用品など、学校で使うものについて、なくしてもまた買ってもらえるせいか、大切に使うという気持ちが薄いようです。

これがエスカレートして、なくしたら買ってもらう、だからなくしてしまおう、こんな心理が働き、学校で落とす物が増えているとしたら恐ろしい。

物を大切にすること

代用できない物で養う

いことです。

親にしてみれば、せめて学用品ぐらいは不自由させたくないと思ってしまうのですが、必要もないのに買い与えることは、子供に甘えやせたい、心を補いつけることになりかねません。

子供には、物の大切さを教えるとともに、欲しがつてもいい物を与えない——こうした配慮も時には必要です。

また、なくしてもすぐと同じ品物を手に入れられることが、物を粗末にする原因とも考えられます。与える品物についても、代わりがない、他の物で代用できないもの、

（たとえば親の手づくりの品）を育てるなどして、物の大切さを理解させるのも一つの方法です。



ほのぼの家族

監 伊田公彦



問
 私には、三人の子供が
 おりますが、このころは、
 大分手もかからなくなつ
 たので、スポーツクラブ
 か、文化サークルに参加
 したいと思っております。ど
 のようなものが現在行な
 われているかお知らせ下
 さい。

(宇宮派 一主婦)



答
 次のクラブ、サークルがありま
 すが、加入する時は、代表者へ申
 し込み下さい。

- 卓球クラブ 約古蔵 清一
- 文化サークル 文化サークル 約松本 敦吉
- 写真サークル 約松本 敦吉
- 園芸サークル 約山田 古太郎
- カラオケサークル 約中村 源一郎
- 民謡愛好会 約千葉 光夫
- 演歌カラオケ愛好会 約藤林 功
- 焼ものサークル 約佐藤 ユキ
- 茅部ハムクラブ 約高野 康介
- 藤岡運動会(舞踊) 約境井 美津子
- テニスクラブ 約細越 秀三郎
- 野球クラブ 約川村 茂
- バレーボールクラブ 約松山 隆一
- ソフトボールクラブ 約見玉 進
- バトミントンクラブ 約関本 忠久

「交通安全対策に」と 30万円の寄附

9月10日、尚森自動車学校代表
 藤原一氏が、「交通安全のため
 に役立てて下さい」と30万円の寄
 附をして下さいました。
 村では、交通安全啓や、看板等
 にと検討中であり、有効に使わせ
 ていただきます。本当にありがと
 うございました。

広報係から

○シリーズで掲載していました、
 「われらの町内会」と、「カノウア
 イ」は、今月号は、休ませしてい
 だきました。
 ○「ここが聞きたい」の質問を、
 お待ちしております。
 ◎あて先 尚森町企画財課
 「広報係」

戸籍の窓

昭和56年9月1日から
 昭和56年9月30日まで

世帯と人口

(56・9・30現在)
 ()は前月比です。

世帯数	1,306世帯	(+1)
男	2,544人	(+4)
女	2,530人	(-1)
計	5,074人	(+3)



おたんじょう
 おめでとー

氏名	金子 修平	住所	宇宮派
父	保彰		
母	清美		
	義茂	宇本別	
		宇本別	
		宇本別	
		宇本別	
		宇本別	



おくやみ
 もうしあげます

10月の救急病院

- 10月4日……笹本病院(七飯町) ☎0138(65)7131
- 10月10日……野本病院(大野町) ☎0138(77)8140
- 10月11日……遠藤病院(大野町) ☎0138(65)2070
- 10月18日……国立第一療養所(七飯町) ☎0138(65)2525
- 10月25日……尚仁堂診療所(大野町) ☎0138(77)8105

— 診療時間は午前9時～午後4時 —